

※ 本会議録には、非公表の取扱いとなっている予定価格、落札率等が含まれているため、該当箇所は「(非公表)」と表記しています。

平成28年度 第1回  
鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会会議録

- 日 時 平成28年6月29日(水)午前9時30分
- 場 所 米子市淀江支所2階 第3会議室
- 出席者 委 員：森田会長、前谷委員、小林委員、香川委員  
事務局：小坂局長、神庭次長、安藤次長、板井課長、藤山課長、桑垣補佐、池口補佐、安野係長、小林係長、伊藤係長、本池係長、伏野係長、藤井技師、見山主任、宮脇主任
- 傍 聴 者 1名
- 議 題 1 報告事項  
(1) 制度改正等について  
(2) 前回の審議会意見に対する報告について  
2 審議事項  
(1) 入札及び契約の運用状況(平成27年度予算に係る契約分)について  
(2) その他
- 配付資料 1 入札制度改正の状況について  
2 入札及び契約に関する意見に対する報告について  
3 入札及び契約の運用状況 抽出案件資料(平成27年度予算に係る契約分)  
4 鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会条例  
5 鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会事務処理要領  
6 鳥取県西部広域行政管理組合参加希望型指名競争入札実施要領  
7 (委員別)指定審議案件一覧  
8 建設工事等入札・契約審議会委員名簿

会議内容

(日程1) 開会 9:30

神庭次長 事務局次長兼総務課長の神庭です。今日はよろしくお願いたします。本日は勝田委員さんから体調不良のため欠席のご連絡をいただいております。委員の皆さん方おそろいでございますので、鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会を開会させていただきます前に、本年4月20日から審議会委員のみなさん方の任期が新しい任期となっております。新任の委員の方、そして再任の委員の方全員に審議会委員の委嘱状の交付をさせていただきますと思います。小坂事務局長が委員さんお一人お一人の席を回りまして交付をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

小坂局長 本来ですと、管理者の方が皆様にお渡しするものですが、今日は議会の最終日ということで、私の方からお渡しさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

(各委員に委嘱状の交付)

神庭次長 そうしますと、皆様本日はお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。平成28年度第1回鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会を開会させていただきます。新しい委員さんとしての任期の最初の審議会でございますので、会長が決まりますまでの間、私のほうで司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

そういたしますと、今回が初めての審議会でございますので、この審議会に携わる事務職員をご紹介します。

(事務局職員紹介)

神庭次長 続きまして、委員の皆さん方も初めてとなりますので、お一方ずつ自己紹介の方よろしくお願いいたします。

(各委員自己紹)

神庭次長 ありがとうございます。それでは日程にしたがいまして、進めさせていただきます。まず、事務局長よりご挨拶を申し上げます。

## **(日程2) 事務局長あいさつ**

小坂局長 本日は、ご多忙のところ審議会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。また今回任期満了に伴いまして、新たにお二方に委員にご就任いただきました。よろしくお願いいたします。

さて、本審議会ですけれども、ご案内のとおり入札及び契約の透明性、公平性を確保し、その適正な執行を図るために設置されているものでございます。この後、日程に従いまして報告、審議案件について説明させていただきます。委員の皆様には、どうぞ十分にご審議をいただきご意見を頂戴いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### (日程3) 会長の選出

神庭次長        そうしますと、続きまして日程第3の会長の選出にはいたいと思います。鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会条例第4条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選により定めるということになっております。どなたか立候補あるいはご推薦がございましたらお願いいたします。

前谷委員        はい。

神庭次長        はい。前谷委員。

前谷委員        森田委員さんを推薦したいと思います。

神庭次長        ただ今、前谷委員の方から森田委員を推薦する旨の発言がございましたが、他にご意見等ございますでしょうか。

香川委員        よろしいじゃないですか。

神庭次長        ございませんか。そういたしましたら、推薦をしていただきました森田委員を会長に決定することにご異議ございませんか。

それでは、ご異議がないようでございますので、森田委員に会長をお願いしたいと思います。森田会長には会長席にお着きいただきまして、この後の議事の進行をよろしく申し上げます。

森田会長        会長のご指名でございまして、至りませんが皆様のご協力よろしく申し上げます。

### (日程4) 会長職務代理者の指名

森田会長        そうしますと、4番の会長職務代理者の指名ということでございます。いかなる方法で選出したらよろしいかおはかりします。

神庭次長        はい。会長。

森田会長        はい。

神庭次長 鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会条例第4条第3項の規定によりまして、会長職務代理者は、あらかじめ会長が指名することとなっております。

森田会長 じゃ会長指名ということでございますので、私の方から指名させていただきます。勝田委員さんに職務代理をお願いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

前谷委員 はい。

森田会長 よろしいですか。じゃ勝田委員さんの方に職務代理の方を務めていただきます。よろしく願いいたします。

#### (日程5) 報告事項

森田会長 そういたしますと、5番の報告事項でございます。制度改正等についてということでございますが、事務局から報告をお願いいたします。

伏野係長 それでは、制度改正等についてご説明をさせていただきます。資料1をご覧くださいいただけますでしょうか。

これは、前年度の審議会以降、本年5月までに行いました制度改正について、報告させていただくものでございます。

この間の制度改正としては、2点ございまして、まず、1点目は最低制限価格の算定式の見直しでございます。これは、最低限必要な会社運営経費を反映するよう最低制限価格をおおむね90%となるよう運用していますが、近年、国により工事設計をする際に用いる積算単価、一般管理費率、現場管理費率などが大幅に見直されたことで、工事全体の設計価格が上がっております。そのため最低制限価格の設定率がおおむね90%よりも低くなるケースが数多く見受けられるようになっていたため、構成市町村の例も参考といたしまして、新たな最低制限価格の算出式の設定を行ったものでございます。土木工事及び建築設備工事の一般管理費の割合に10分の2を、電気工事及び機械器具設置工事を除く建築設備工事の現場管理費の割合に10分の1を上乗せして、最低制限価格を算出するよう、平成28年4月に見直しを行ったものでございます。

次に、2点目の制度改正でございますが、二つ目は、特定建設工事共同企業体運用基準の制定についてでございます。組合が発注する建設工事を確実かつ円滑に施工するため、特定建設工事共同企業体を入札に参加させる場合の取扱い対象工事、構成員の要件等について定めたもので、今年度、予定しております。

す米子消防署皆生出張所新築移転建築主体工事にあわせて、それまで未整備だったものを、平成28年4月に制定しております。

制度改正等についての報告は以上でございます。

森田会長 はい。ただ今事務局の方から報告がございましたけど、何か皆さんのご意見とかご質問がありましたら、よろしくをお願いします。

香川委員 それじゃちょっとお聞きします。今の積算単価の見直しは、いつの時点でなされたんでしょうか。

伏野係長 本年4月の公告分から行っております。

香川委員 今回からですか。27年度はないんですか。

伏野係長 27年度は改正前の比率で算定しておりまして、この4月から新たな算定式に改正したものであります。

森田会長 よろしいですか。

香川委員 はい。

森田会長 他にございませんでしょうか。

そうしますと、続きまして第2番でございます。前回の審議会意見に対する報告について事務局の方から報告をお願いします。

伏野係長 会長。

森田会長 はい。

伏野係長 続きまして、前回の審議会意見に対する報告について、説明をさせていただきます。資料2をご覧いただきたいと思います。まず6ページの方に昨年6月23日に開催いたしました当審議会における、入札及び契約に関する意見書を載せております。昨年度の審議会では「参加者が少ない入札案件への対応は、工事内容に特殊性があり、対応が困難とは思いますが、構成市町村の対応状況も踏まえ、今後も引き続き案件の調査・分析を行って対応策を検討いただきたい」という意見をいただいておりますので、その対応について報告を行うものでございます。

資料の1ページに戻っていただきますと、先程の意見の中にありますように「構成市町村の対応状況も踏まえ」ということで、「参加者が少ないと見込まれ

る入札案件の対応について」アンケート調査を行いました。アンケートの項目といたしましては、「契約の相手方が施工メーカー又は機器メーカーに限定される契約案件について」といたしまして、

- ①が随意契約をされることがありますか。
- ②が入札を実施した又はしようとしたが、参加者が1者だった又はとなった場合の対応はどのようにされていますか。
- ③が参加者が少ないと見込まれる入札案件については、何か参加者が増えるような対応をされておられますか。の、3点について聞いております。

回答状況といたしまして、

- ①の随意契約をされることがありますか。について、「相手方が1者に限定されるという明確な理由がない限り入札で対応」が3者、資料2の、その横の数字は、下の参考にあります地方自治法施行令167条の2第1項各号の該当番号を記入していきまして、2号ということで、契約の性質又は目的が競争入札に適用しないとき、ということになります。

また、もう一つの回答といたしましては「緊急の必要により入札に付す期間が得られない」というものが2者ありまして、施行令の該当が2号及び5号が該当となっています。5号については、緊急の必要により入札に付すことができないとき、となっております。また「行わない」が1者となっております。

今回の調査のような案件では、構成市町村においても随意契約で対応するという回答がほとんどであった。理由といたしましては、「工事内容が特殊である。」「確実な施工や工期の短縮を考慮する」と業者が限定されるという回答が多かったものでございます。

続きまして、②の入札を実施した、しようとしたが、参加者が1者だった、となった場合の対応はどのようにされていますか。について、そのまま「入札を実施する」が4者、「随意契約とする」が1者、「再度公告入札を実施する」が1者、という回答のように、そのまま入札を実施するが最も多かったものです。

最後に、③の参加者が少ないと見込まれる入札案件については、何か参加者が増えるような対応をされておられますか。については、「入札参加資格の提出有無にかかわらず、広く公募する」、「他団体から情報収集を行う」が1者となっております。多くの団体では、特段対応はしていないという回答でございました。

以上のことから、工事内容に特殊性のある案件については、構成市町村でも同様に参加者が1者になることがあり、その場合の対応に苦慮されている団体が多く、理由があれば随意契約の方法により対応する場合もあるという状況で、これらの入札案件の参加者を増やすための対策として多くの団体としては対応策がなく、広く案件の周知をしたり、他団体の情報収集にとどまっている状況であった。

組合としましても、引き続き、工事の発注時期や工期設定の配慮を行うとと

もに、情報収集を行い、交換部品等の汎用品への移行の可能性について検討を行っていきたいと考えております。

資料の3ページから5ページにつきましては、過去の審議会におきましてご意見をいただいた事項となりますが、継続して調査を行っておりますことから、昨年と同様に、参考として、審議会へ報告をさせていただくものでございます。まず、3ページ目でございますが、平成24年度から平成27年度までの随意契約の状況と入札参加者の辞退理由を年度ごとに表にしております。次の資料4ページにつきましては、平成27年度の入札において、失格者が発生した案件のアンケート調査を行っております。最後の資料の5ページになりますが、制度改正等についての中で、平成26年度に機器費を含む案件の最低制限価格の算定式の見直しについてご説明させていただきましたが、算定式見直し後の失格者の状況につきまして調査を行ったものでございます。

平成27年度では、機器費を含む案件が5件ございまして、算定式の見直し前であれば、8者が失格となっておりますが、見直しの結果、失格者が2者にとどまっております。また、案件でも、見直し前では失格者が発生した案件が3件となっておりますが、見直しの結果、失格者が発生した案件は1件となりまして、見直しによる一定の効果があったものと考えております。

前回の審議会意見に対する報告につきましては、以上でございます。

森田会長           ただ今、事務局の方からご報告がございました。皆さんどう思われましたか。質問があれば、どうでしょうか。

                  ないようでございますので、今後も適正な入札制度のお運用をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

## **(日程6) 審議事項**

森田会長           それでは次に、日程6でございます。審議事項について入らせていただきます。(1)の入札及び契約の運用状況について審議していきたいと思います。

                  ご指定いただきました案件につきまして、抽出案件資料の1ページに一覧をつけておりますが、番号順に審議をしていきたいと思いますので、まず指定をされた委員のほうから、指定されました理由、質疑等についてご発言をいただきまして、それに対して事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

                  それでは、案件番号3、7、18、21が工事に係る入札分となりますので、最初に、この4件について審議したいと思います。

                  初めに、案件番号3の「白浜浄化場前処理設備補修工事」につきまして、指定をされた香川委員さんの方から指定理由、質疑等についてお願いいたします。

香川委員       あの、私の方がちょっとお伺いしたかったのが、3番の分は地元の業者ではなくて広島の方から来られ、なおかつ2者を失格して、そして候補率の入札率といえますか落札率が86%、かなり低くなっていること、ちょっと気になっておまして、というのは地元が入りづらい工事なのか特殊性なのか、その辺がちょっと知りたくて質問させていただこうと思いました。その辺もちょっと、ただ今も言いましたように落札率自体が86というのは、今の改定前のことなので、それをもって一般経費的なものが圧縮されないといけないという状況のために起きたのか、それが介入されると今後はそういうことは少なくなるというふうに判断されとるのか、ちょっとそのへんをお聞きしたいんですけど。

森田会長       ただ今の質問について事務局の方お願いします。

板井課長       施設工事課の板井と申します。座って説明させていただきます。ただ今の香川委員さんからの質問でございますが、まず下請けの関係でございますけども、入札の方式がですね、参加希望型指名競争入札ということでございまして、入札参加条件につきましては、この資料のほうにございますように、組合を組織する市町村のいずれかの市町村で機械器具設置工事の保守の指名競争入札に参加資格を有すること。それから、指名停止を受けないこと。この2点でございます。地元業者の整合は行っていないというところでございます。

施行といたしましては、この入札調書にございますとおり、クボタ環境サービス株式会社という広島の業者でございます。そこが落札をしておまして、この工事につきましては、下請けといたしましては大機エンジニアリング株式会社というところが1者でございますが、下請けで入っています。これはこの工事のですね、概要のスクリーンですとかスクリーンプレスですとかコンベアですとか、そこの製造元が下請けに入っておるというところでございます。

あと、地元業者でも、というか参加は可能でないのかというようなご質問かとは思いますが、この工種の工事ですね地元企業でも受注を希望する業者であれば、参加は可能であるというふうには考えますが、おそらく推測でございますけども、単品のポンプですとかモーターですとかそういった補修工事ではございませんで、プラント設備に関する補修工事ということでございますので、設備全体の運転調整といいますか、そういったようなものが必要で、特殊な技術が必要とする修繕工事でございますので、地元の参加希望がなかったのではないかと推測しております。

だいたい以上でございます。よろしく申し上げます。

香川委員       はい。わかりました。

森田会長       なかなか難しいようでございますけども、ただ今の説明でよろしいでしょうか。

香川委員 まあ極端に言いますと、今おっしゃるようにプラント全体の管理っていうことになる、特定のものになってしまうんだらうなと現実には、そこが今みたいに、落札自体ここに低価格の分で失格という。ここの分が失格の理由がちょっとよく解らなかつたので伺いました。

そうやって最低を下回るっていうことが、こういう場合は何が原因でこういうふうな最低価格を下回るのかなあという。例えばその今みたいに820万、日立造船の入札っていうのが820万ということは最低価格を下回ってるってことは、工事自体にここらだったらクリアできる、プラント全体を管理なりできる能力を持つとるだろうと思うんですけど、それでもここまで抑えてこれるってというのは何か、理由っていうかあるのかなっていうのが今回、この資料見た限りではちょっと気になるんですね。

結局、今の一定の期間に出したところは、たまたまここはいわゆる製造元。で、その製造元のものがやるのであれば、それが・・・どういう表現をすればいいのかわからないですけど、そこがやらないとどうにもならないというものであったら、どういう審査、積算をですね、するのかわいあ。ただ単なるその今の工事原価表でもって、足して行ってなんということでは、それでは納得っていかその整合性っていうのかな、どうでもこれしかできないんだっていうことになっちゃうと、無理もないでしょうねっていうことになると、今の積算方法自体が崩れてくるんじゃないかという気がしたんですけども、素人的な発想ですけども。

森田会長 はい。

板井課長 こういった工事につきましては、業者の方から機器費の見積というのを取りまして、それを元に査定率をかけまして、あと人件費、労働単価につきましては県の労務単価を使わせていただいて、積算するという方法をとってまして、この入札の場合ですとプラントメーカー的に申しますと、一番上にございます日立造船というところが、この白浜浄化場のプラントメーカーでございますが、落札したところは別の大手でございますから、そこが落札されたという状況でございます。この最低制限価格を下回る状況につきましては、担当の方から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

安野係長 はい。会長。

森田会長 はい。

安野係長 施設工事課施設維持係長安野と申します。座って説明させていただきます。この前処理設備補修工事につきましては、お渡ししております資料の3の2ペ

ージをご覧いただきたいと思いますが、そちらが発注表、No, 3発注表ございます。そちらの中ほどに、最低制限、税込み、これも当然公表してあります。で、設計の組み方が下水道標準設計歩掛というのがございまして、これに基づいて設計をしております。それでこの下水道標準設計歩掛というのが、当然入手可能でございまして、それに基づいて設計を組んでおります。で、最低制限の出し方もこのように公に公表してございますので、業者さんによっては、どうしても取りたいというところでしたら、最低制限ギリギリというところを狙われるところも当然あると思いますので、あくまでも設計者の立場としては標準歩掛これに基づいて、先ほど課長も申しましたけど、県の労務単価並びに業者の見積も当然取りますが、それに基づいて公表している標準歩掛これに基づいて設計をしておりますので、ある程度業者さんとしてはこの最低制限というのは読めるのではないかと、ただどうしても取りたいという業者さんにおきましては、最低制限ギリギリという具合に入札価格を出される可能性もあろうと推測しております。以上でございます。

森田会長           ただ今、事務局の方から説明がございましたけれど、香川委員さん。

香川委員           わかりました。結構です。

森田会長           よろしいでしょうか。

香川委員           はい。

森田会長           他にございませんでしょうか。  
ないようでしたら、次7番にいきたいと思います。

香川委員           はい。全く同じ発想でしたので、これもそういうふうな私たちで。この場合は1者だと、これがその日立であると、入っていると、元々オッケーですよという状態ではありますよね。だから、なんかこれを見ると二人で入れっ  
て感じで、分担したみたいに見える。気になるっていやあ気になったんですね。先ほど言いますように、例えば今の、おっしゃるように最低制限価格は概ね推測できる状態、まあ公表されておるもの資料ばかりでいるんですから、計算式も公表されている。ですよ。そうすると必然的にできる。最低制限はこんだけですよっていうのは解るわけですよ。で、その解りながら尚且つその下を出してくるっていうのはどういうことなんだろう。まあ取る気はないかと、話になりますよね初めから。そうするとどっかにそういうふうな対応策がどっか出てくるだろうと、あの発想がちょっと違うといえますか、私の感覚が違うんかもしれないけど、そこらへんが結果として、この同じ補修ですので、おっしゃるように一連の作業、出来上がったものを順番に、保守管理していく中

で、それじゃどういうふうにして管理していこうかっていうことになるんだろうと思うと、今おっしゃるように、まずは最低価格を割るようなことが出てくること自体が、疑問を持つんですよ。まず、私はね。それと尚且つ、先ほど説明されたように、同一グループで同じように受けてくる。で、それが両方とも入札する。と交差するという感じになることが、まあちょっと疑念といいますか、なぜこんなになるんだろう。ということが、いわゆる地元の皆さんで対応できるような業種でないのであれば、初めっからこれが随意契約的、随意契約に該当するかどうか私もちょうとよくわかりませんが、きちっとその随意契約の中で、こう細かく管理っていうか契約項目を付け加えたほうが、ベターなんではないかっていう気がしたものですから、そういう発想でちょっと質問させていただきました。あの、トータル的には理解をいたしましたので、そのへんだけをちょっとご検討いただければっていう。あの私の考えが違うのであれば、それでおしていただければいいと思います。以上です。

森田会長 事務局説明。

板井課長 はい。今の香川委員さんからのご指摘でございますが、過去にはですねこういった特殊な、どうしても私どもの施設、特殊といいますかプラントメーカーが設置いたしまして、それで随意契約をしておいた時代といいますか、随意契約の割合が高かった時代もございますが、こういったいろいろな改革の中でですね、出来るだけ入札に付して行くことが、いろいろな公平性ですとか透明性ですとかそういったところに付されるというところで、出来るだけ入札というところで、ここ数年はやってきております。このご意見で今後、こういった契約の方がふさわしいのかというのは、ご検討させていただきたいというところでございます。

神庭次長 はい。

森田会長 どうぞ。

神庭次長 随意契約にするかどうかという考え方でございますけども、この2件の工事につきましては、地元業者ができるかできないかということよりも、複数の業者が施行できるかということで、プラントメーカーだけしかできないということであれば、特殊なものであるということであれば、随意契約初からしていきますけれども、そこまで特殊なものではなくて、複数のある程度の技術とか施行能力があればできるという内容のものでしたら、競争性を確保するために、なるべく競争入札に付していくという考え方でやってきておまして、たまたまかどうかわかりませんが、地元業者の参加はなかったという案件になるかと思っております。

森田委員 　　ただ今ご説明、香川委員さんよろしいでしょうか。

香川委員 　　はい。

森田委員 　　よろしくお願いいたします。

次についてよろしいでしょうか。

次が3番目ですね。小林委員さんの案件ですね。No, 18リサイクルプラザの搬送設備補修工事についてということをお願いします。

小林委員 　　こちらを選ばせていただいたのは、失格者数がそこそ多くて、入札書の提出なしっていうもんが、まあそのへんもちよっとあれですけど・・・

今、資料の方を拝見させていただきますと、地元業者さんまたそれ以外の業者さん、合い乱れて入札していただいて、むしろこういう工事としては、理想的な入札であるのかなというふうに、資料を詳しく見させていただいて思っている次第なんですけども、この入札書の提出がないという状況を稀に発見するんですけど、もしかしたら前もご説明いただいたかもしれないですけど、どこかで。どういう状況で業者さんは入札書の提出をやめられるのかということ、ちょっとお伺いしたいと思って選ばせていただきました。

森田会長 　　小林委員の方からご質問でした。事務局の方から説明させていただきます。

神庭次長 　　はい。委員長。今、小林委員さんの方からの質問でございますけども、入札の状況につきましては、資料3の10ページの方に参考資料を載せておりますけれども、この入札は4者による郵便入札でございます、その内3者が失格となっております。内1者は先ほど委員さんからありましたように、入札書の提出がなかったということでございます。残りの2者の失格の理由ですか、本件の最低制限価格は、算出式につきましては、事前に公表しておりまして、それに基づいて設定した最低制限価格ということで、予定価格の91.5%の最低制限価格となっております。失格は、失格されたところは予定価格の88.2%、91.3%というようなことで、最低制限価格を下回って失格ということでございます。

落札率が比較的高いことでございますが、応札した3者の内2者が最低制限価格を下回って失格となってしまいましたので、残った1者が予定価格の92.5%の価格を入れておったということで、この1者に落札いうものでございます。

入札書の提出がなかったということにつきましては、一応、参加申し込みがあっても必ず入札しなければいけないというもんでもございませんで、都合によっては辞退していただいてかまいませんという考え方でやっておりますので、アンケート調査をしてもいいんですが、あまりにもしつこく「なんで入札書で

出してもらえなかったか？」みたいなことをやっていきますと、都合で参加されても、参加されなくてもいいというところが、参加しなくちゃいけないのかなというふうな、業者を追い込んでもいけないなというところで、今のところはまだアンケート調査等はまだしておりません。したがって、何で出されなかったかっていうのはちょっと理由がわかりませんが、たまたま技術者の配置ができなかったりとか、具材の調達がなかなか難しかったとか、いろいろな理由はあるんじゃないかと思っておりますけども、ちょっと理由については解りません。

森田会長 入札書の未提出については、そこまで追求はしていないということだったんですけど、よろしいですか。

小林委員 はい。そうしますともしかすると例えば、入札がたくさん良い案件があって業者さんがたくさん入札してくださる予定があったりした場合には、逆に今の制度ですと、入札されない方も比例して少しずつ増えてきても不思議ではないと理解してもいいですか。

神庭次長 はい。

森田会長 はい。

神庭次長 まあケースバイケースかとは思いますが、数が増えれば確率的には増えるかなというふうには思います。

小林委員 解りました。

森田会長 よろしいでしょうか

小林委員 はい。

森田会長 次が4番目ということで、勝田委員さん前谷委員さんが、リサイクルプラザ工場棟屋上防水改修工事について、今日勝田委員さん欠席ですので、前谷委員さんの方からお願いします。

前谷委員 事前に出した質問のとおりなんで、まあ今日もらった資料を見れば、最低制限価格を下回ったので、皆さんが失格ということで、5者失格ということになったということなんでしょうけど、まあ見事に落札以外が失格だというのは、あまりにもきれいですねということで、そのへんの理由を事務局でも解らんかもしれないんですけど、その最低制限価格を出す公式が分かって尚且つ下げてくる

っていうのが、広域としては安い方がいいんでしょうけど、なんて言うですかね、最初の質問のとおりでいえば、どうして5者も下回ったんだろうかな、最低制限価格の出し方はどうだったんだろうかなということなんですけどね。

森田会長 　　ただ今の前谷委員さんの質問について。

神庭次長 　　はい。

森田会長 　　はい。事務局。

神庭次長 　　資料の2の4ページの方見ていただきますと、この案件リサイクルプラザ工場棟屋上防水改修工事の一番下です。それで、ここをちょっと見ていただきますと、これはアンケート調査をしております、失格者について。それで、失格者の入札金額については、失格した4者の内3者は入札金額は工事に十分対応が可能な金額であったという回答でございます。残りの1者は入札金額は工事に対応が可能かどうかどちらともいえないということでございます。

最低制限価格の算出方法のアンケートにつきましては、4者のうち1者は、発注表に公表している歩掛表により設計した金額に基づいて最低制限価格の算出を行っておりますが、残りの3者は、歩掛表には基づかず、会社独自の方法などにより設計した金額に基づいて最低制限価格を算出しているという回答となっております。

また、最低制限価格を下回って失格となった理由につきましては、4者のうち、3者は、設定された最低制限価格が予想以上に高かったと回答しております。1者は、落札を希望して最低制限価格ぎりぎりの価格で応札しましたという回答となっております。

という回答でございますので、こういうようなところから、なぜかと、なぜ失格になったかというところを推測するしかないかなというふうに思います。以上です。

森田会長 　　そういうことですけど。

前谷委員 　　わかりました。

森田委員 　　よろしいでしょうか。そうしますと以上で。

神庭次長 　　はい。

(傍聴者1名退席)

森田課長       じゃ続いて、随意契約分の業務分の審議に入りたいと思いますが、これについては、予定価格等の非公表の内容が含まれていますので、この次の案件からは非公表の会議といたしたいと思いますので、傍聴者の方は退室をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

伏野係長       先程退室されました。

森田会長       はい。次に行きます。24番です。案件番号24の「エコスラグセンター溶融設備等補修工事」につきまして、指定をされた香川委員さんのほうから指定理由、質疑等についてお願いいたします。

香川委員       これも全く私の発想は一緒でして、こういうふうな補修工事では特殊技能でやられるというので、こういうスタートになったんでしょうから、内容的に出させていただいてやむをえないのかなという気がしておりますけども、こういうこのもの自体はもう特殊で、これ随意契約の要件の中では一番きつところになるんでしょうか。それとも一般的に例えばいわゆるグループを作るといいうことも難しい状態なんでしょなかね。この契約自体が。

安藤次長       議長。

森田会長       はい。どうぞ。

安藤次長       環境資源課長の安藤でございます。座って説明をさせていただきます。  
工事自体は基本的にはやっぱり専門性の高い工事になってきますけども、中には工事の中の一部につきましては、地元企業でもできるような内容も含めております。したがって、下請けにつきましては、一次下請けが3者で二次下請けが5者いますけども、で、地元の企業が入ってるのは、一次下請けの3者の内2者が入っているということでございます。で、その具体的な内容につきましては、エコスラグセンターの溶融炉、ごみを溶融した後に出てきますスラグですけど、溶けた状態ですけども、そのスラグが出てくる出滓口といいますけども、そことその周りの耐火材の解体と搬出、そういったものを地元の企業の方にやっただいております。それ以外のものにつきましては、やはり特殊性から請負の業者及びその協力会社、そういった対処法でやっただいていう状況でございます。

森田会長       わかりましたでしょうか。

香川委員       はい。解りました。

森田会長 了解していただきました。

安藤次長 はい。

森田会長 次は、勝田委員さんと前谷委員さんが挙げておられます。米子浄化場ロータリーアトマイザーほか補修工事について、前谷委員さん説明をお願いします。

前谷委員 紙面にしたとおり、随契理由ですとか4回の見積というようなかっこうです。ね、もうギリギリで交渉というかっこうになるんですけども、参加希望型にはできないんでしょうかね。最初から入札せいという、まあ他に会社があればですけど、そういう素朴な質問です。

森田会長 随意契約について説明をお願いしたいと思います。

板井課長 はい。

森田会長 はい、どうぞ。

板井課長 この米子浄化場ロータリーアトマイザーほか補修工事という随意契約の理由でございますが、これは資料の方19ページ、No.38です。ね、ここに右側の別紙の方に随意契約の理由を付けさせていただいております。この工事はですねロータリーアトマイザーという空気を送る設備なんです。ね、そういうところの補修、それから細砂除去装置と申しまして、これも前処理設備のところ砂を取る設備です。それから汚泥乾燥焼却設備と申しまして、汚泥を焼却する施設でございますが、その補修。し渣と申しまして、し渣コンベアの補修でございますけども、いわゆる搬入物のごみ、ごみと言いますか、そのコンベアの更新という4つの修繕工事の内容でございます。ここに書いてあるとおりなんです。特に1番、①と②ロータリーアトマイザーと細砂除去装置というのは、業者の特許機器あるいは特許設備でございます。なかなか他のメーカーさんではできないというものでございます。それから汚泥の乾燥焼却設備でございますけども、詳細な内部ソフトは非公開と書いてございますけども、これはシーケンサーこれは非公開としておりまして、なかなかそういった関係で技術情報でございますので、この業者以外では施行は不可能であるというところ。それから4番目のし渣コンベアの更新につきましては、これも業者の方が設計、建設しておりまして、機器の据え付けに際しましては独自の技術、また製作図面を非公開としておりまして、というところがございまして当該業者以外では施行は不可能というところで、随意契約ということにさせていただいたものでございます。以上でございます。

森田会長 はい。ただ今の説明でよろしいでしょうか。

前谷委員 解りました。

森田会長 設備が特殊な独自の設備ということでございます。

神庭次長 はい。会長。

森田会長 はい。

神庭次長 それと見積回数が多いということについてでございますが、これにつきましては、随意契約でも予定価格を設定いたしまして予定価格の範囲以内で契約を締結しております。したがって、見積金額が予定価格に達するまで相手方が対応できる限り何度でも見積もりを徴収をいたしまして、契約決定を行っております。そのために見積の幅が狭かったりしてくると何回か回数が多くなっていくというようなことになったのではないかというふうに思っております。以上でございます。

森田会長 見積回数の説明について前谷委員。

前谷委員 はい。あのちょっとはずれますけど具体的にはどんな間隔でやるんですか。見積もりを出してもらって、その場でずっと、その日にちをかけたて、1日に1回出してもらってとか。そうじゃなくて・・・

神庭次長 はい。

森田会長 はい。

神庭次長 随意契約ですので、その場に来ておられるわけではなくて、会社と担当者とやりとりで、FAXのようなかっこうで回答いただいて、「まだです。」というところで、会社の内部決定がありますので、その時間がかかればちょっと時間がかかって返ってくるとか、そういうこともあろうかと、すぐ返ってくるぶんにはすぐ返ってくると思います。

前谷委員 ちなみにこの会社は、関西支店ということですがどこにある会社ですか。

神庭次長 場所ですか。

前谷委員 場所。

神庭次長 大阪市西区・・・

森田会長 ここに書いてある。

前谷委員 大阪市西区土佐堀一丁目3番20号こことやり取りするということですか。

神庭次長 ですね。

前谷委員 解りました。

森田会長 よろしいですか。

前谷委員 はい。

森田委員 次7番ですけど、これも勝田委員さんと前谷委員さんからです。リサイクルプラザ排水処理設備補修工事について、前谷委員さんの方から質問お願いいたします。

前谷委員 今のと同じようなことであります。

森田会長 随意契約の理由とか見積回数とか。説明は・・・

前谷委員 説明はしてもらいたいと思います。

森田会長 はい。説明お願いいたします。

安藤次長 随意契約の理由でございますけども、工事の予定価格が（非公表）円ということでございまして、先ほども地方自治法施行令第167条の2第1項の表がありましたけど、その第1号に該当するということで随意契約としております。以上でございます。

神庭次長 はい。会長。

森田会長 はい。どうぞ。

神庭次長 これも見積回数が多いということでございまして、先ほどご説明と同様でございまして、予定価格を随意契約でも設定しておりますので、予定価格の範囲以内で見積金額が予定価格に達しなければ相手方が対応できる限り何度でも見積もりの徴収をさせていただいております。その結果、回数が多くなったもの

と思っております。それと参加希望型にできないかということでございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号で、工事ですと130万以下は、超えないときには随意契約によることができるということとなっております、施行令の規定でできるということでございますので、130万円以下の工事につきましては随意契約という対応をとらせていただいております。

森田会長 前谷委員さんよろしいでしょうか。

前谷委員 はい。

森田会長 はい。そうしますと随意契約については以上です。続いては業務5番、江府消防署生山出張所耐震診断業務委託について、前谷委員さんの方から質問をお願いします。

前谷委員 はい。6者参加で最終的にくじ引きになりましたということで、最初にもらった資料ではどうしてそうなったのかなってわからなかったんですけども、今回もらった資料を見ますと、要するに同じ値段だったからということで、理解いたしましたけども、それでよろしいでしょうかね。

森田会長 はい。

神庭次長 はい。会長。

森田会長 はい。

神庭次長 委員のおっしゃるとおりでございまして、同額入札がありまして、その同額入札が予定価格を下回って落札の候補ということになりますと、同額の業者さんにくじ引きをしていただきまして、決めていただくという具合に地方自治法施行令の方で規定がございまして、そういうやり方によって落札を決定させていただくとということですので。以上です。

森田会長 はい。そうしますと、案件番号の業務5番まで終わりましたが、これで審議がすべて終了いたしました。

これについては意見を・・・。

神庭次長 そうですね。必ず審議会で意見を作って、管理者に出さなくてはならないという規定はございません。で、なければならないということで結構です。

森田会長 解りました。管理者の方に何か質問か、意見か何か出したらよろしいかと思うものがございましたら・・・。

香川委員 先程から、最低制限価格を下回っての失格というのが多いというのが、今回のように改定をして高くなったはずなのに、今回しますよね。そうすると必然的に公開されていながら、実際には金額的にもわずかなんで、何%が最低なのか予定価格が何%なのか、80・・・9・・・まあ90%から95%ぐらいの間だろうと思うんですけど、今の決定が、そういう改定したことがうまく伝わって、うまく反映するのはいないあというちょっと気になるんですけどね。せっかく去年の工事原価というくくりよりは事務管理、工事管理・事務管理という管理部門に配分された見積をしましうねみたいな話になっているというか、どうもそこにはかないというところが、ちょっと気にはなってるんですね。高すぎてというならいいんですけど、低すぎるというところが、極端に言ったら強いものが、まあ例えば何とか取りたいというところが、その辺もどうもカットカットされてしまう危険性みたいな、ちょっと気になってましてその辺を、まあ今の最低見積を・・・どこかでありましたよね、自社で積算したら安くなったという、その自社の積算の内容が例えばその管理だとか管理的なものにドーンと消えるとか、人件費的なものを削られるということであれば、やや問題はあるんでしょうけど、その辺がどうもうまく反映して行くのかなというのが、せっかくの改定が生きないということをちょっと気になって、そのへんは何らかの方策が必要なんではないかなという気がいたします。以上です。

森田会長 香川委員さんからの最低制限価格の設定について、業者が了解しているのかどうか、そのへんが周知徹底とか、いろいろなご意見がございましたけど、事務局方から。

神庭次長 はい。最低制限価格を下回る入札で失格が多いというようなことにつきましては、従前からこの審議会におきまして指摘をいただいてきておりまして、最初の資料2の資料の方に前年度の意見に基づく対応策と、それ以前からご指摘のあったことについていろいろアンケートをしたりしまして、その失格の理由ですとかをずっと引き続き調査をさせていただいております。今回の制度改正によりまして最低制限価格の算出式を、率を多少変えております。これが今年度の4月からやっておりますので、周知につきましては審議会からも周知するようにということで、引き続き努力はさせていただいております、ホームページ等でも出しておりますし、発注表等につきましてもわかるように記載をしていくということ、うちだけがやっておることはありませんので、他の団体も同様に取り組んでおりますので、建設関係業者の皆さん方はその辺はよくご存じではないかなというように思っております。ではありますけれども、今回新しい制度になっておりますので引き続き注意喚起業者の皆さん方にしていき

まして、私共といたしましてもなるべく失格が少ないように入札していただきたいというふうには思っております、失格してしまいますと残りが少なくなりますので競争性もドンドン下がってくるということになりますので、その辺の周知の努力は引き続きさせていただきたいと思っております。以上です。

森田会長 今後とも引き続き努力するってということで、香川委員さん特段管理者の方に意見とかなんとかは。

香川委員 いや。特には。

森田会長 必要ない。

香川委員 はい。

森田会長 はい。じゃ今後ともしっかりとよろしくお願いします。

続きまして（２）のその他に入りますが、事務局の方で何かございますでしょうか。

神庭次長 ございません。

森田会長 はい。事務局の方からないようでございます。委員さんの方で何かございますでしょうか。

#### **（日程 7）閉会**

森田会長 はい。ないようでございます。これをもちまして、今年度の第 1 回の建設工等入札契約審議会は終了させていただきたいと思えます。

どうもご苦労さまでした。

一同 ありがとうございます。

閉会 10 : 49